

県南広域振興局長告示第152号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西和賀土地改良区（和賀郡西和賀町）の定款の変更を認可した。

平成26年10月3日

県南広域振興局長 遠藤達雄